ついては、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十二号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第五号に規定する旧制度農林共済法の組合員期間」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十四号」とする。

（併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）

第十八条の十二　職務障害年金の受給権者が二以上の法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第十八条の十第一項に規定する加算額等若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と第十八条の十一第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。

2　前項の規定は、職務遺族年金の受給権者が法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。

第二十条中「年金受給権者」を「退職等年金給付の受給権者」に改め、「、受給代表者を変更しようとするとき」を削り、「住所」の下に「、基礎年金番号」を加え、同条第二項第一号中「戸籍抄本」の下に「（事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第二十条第三項中「又は住居表示の変更」を「、住居表示の変更又は改氏名」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書を提出するときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

第二十二条第一項中「年金受給権者」を「退職等年金給付の年金受給権者」に、「退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が死亡したことにより遺族共済年金」を「職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金」に、「第四十五条」を「第四十四条第一項」に、「相続人」を「者」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条の見出し中「退職共済年金」を「退職年金」に改め、同条第一項中「退職共済年金」を「退職年金」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、「する者」の下に「（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）」を加え、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

第二十四条第一項第三号中「第七十四条第一項第一号」を「第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号」に改め、「、その支給を行う者の名称」を削り、同項第四号から第六号までを次のように改める。

四　過去に法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金を受けた場合はその旨

五　有期退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第七十六条第二項の規定による支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨

六　法第二十五条において準用する組合法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第二十五条において準用する組合法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨

第二十四条第一項第七号及び第九号から第十三号までを削り、同項第八号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定により退職年金の支給を繰り上げて受けようとするときは、その旨

第二十四条第一項第十四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十五号を同項第十号とし、同条第二項第一号中「履歴書」を「状況報告書」に改め、同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「前項第八号」を「前項第七号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第二十四条第二項第八号から第十号までを削り、同項第十一号を同項第五号とし、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による老齢厚生年金の裁定請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第二十四条第四項から第六項までを削り、同条の次に次の二条を加える。

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三　第二十九条に規定する事由により解雇された旨

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二　第二十九条に規定する事由により解雇された旨を学校法人等が明らかにすることができる書類

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四　その他必要な書類

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係

二　加入者又は加入者であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日